

令和8年度「吉崎市訪日観光客向け旅行商品広告支援」概要

■事業趣旨

旅行会社が企画・販売する旅行商品の広告宣伝活動等に要する経費の一部を、送客実績に応じて支援することにより、吉崎市の知名度向上を図るとともに、滞在型観光の促進および地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

●対象期間

令和8年6月1日(月)から令和9年1月31日(日)宿泊分まで

※旅行出発日の5日前までに事務局へ助成金の申請を行うこと。

●助成条件

助成については、以下の条件を満たした旅行商品とする。

- (1)外国籍を有するものを対象とするもの。
- (2)2名以上の団体(実績ベース)であること。※添乗員、ツアーガイドは含まない。
- (3)吉崎市内宿泊施設に1泊以上する旅行商品であること。(上限3泊以内)
- (4)日本国内の銀行口座を保有する海外旅行会社または、旅行業法登録をしている日本国内に営業所を置く旅行会社とする。
ただし、同一旅行商品で支援を受けることができる旅行会社は、企画・実施を行う主催旅行会社もしくは、現地手配を担うランドオペレーターいずれかに限る。

●助成金額

幼児を除く小人以上を対象に1人泊あたり2,000円(消費税込)を助成します。

●助成限度(※助成限度額に達し次第終了予定)

1,000,000円(2,000円×500名)

■注意事項

- ①しま旅滞在促進事業等との併用は可能です。※離島地域間の航路は除く。
- ②教育旅行は対象外となります。
- ③吉崎市・吉崎市観光連盟が行う他の誘致事業と併用しないこと。
- ④予算内で実施するため、申請通り支援できない場合があります。

■申請書・実績報告書の提出先

受付窓口:吉崎市観光連盟にメールにてご提出ください

welcomeiki@ikikankou.com

■お問い合わせ(受付窓口) 吉崎市の観光情報に関するお問合せ

一般社団法人吉崎市観光連盟 (担当)茂・下条・徳永

TEL. 0920-47-3700 FAX. 0920-47-5302 <https://www.ikikankou.com/>

壱岐市訪日観光客向け旅行商品広告支援

申請～支援までの流れ

